

【緑区】 保育所等利用申請に関する重要事項確認票

*内容をよく確認したうえで署名し、申請書と一緒にご提出ください。

利用申請前に必ずご確認くださいこと		確認欄
①	「横浜市保育所等利用案内」をよくお読みになり、内容を十分理解したうえで申し込みをしてください。	<input type="checkbox"/>
②	利用を希望するすべての施設等について、お子さんと一緒に見学し、立地や施設の環境、保育方針、保育時間や受入年齢、車での送迎可否、延長保育や土曜保育の利用方法、その他気になること等を必ず確認し、利用可能な施設等のみを記入してください。 もし見学ができない場合は、園に電話等で問い合わせるなどし、園の情報を聞き取り、お子さんの様子をお伝えください。 ※見学の際は、事前に施設への連絡が必要です。	<input type="checkbox"/>
③	利用調整は、申込み締切日までに提出された書類により行います。締切日後に提出された書類は、次回の審査から考慮します。なお、提出された書類は返却できませんので、必要に応じてコピーを取るなどして保管してください。 また、提出が必要な書類については、必ず内容を確認し、誤りがないことをご確認ください。 書類の不足や誤りにより利用調整が不利になった場合でも、利用調整結果を変更することはできませんので、ご注意ください。	<input type="checkbox"/>
④	「保育を必要とする事由」が無くなった場合は、給付認定を受けることができなくなるため、原則として退園となります。	<input type="checkbox"/>
⑤	お子さんに、重篤なアレルギー、病気、障害などがある場合は、必ずお子さんと希望施設等に見学に行き、受け入れ態勢が整っているか確認したうえで、窓口で申請をしてください。 また、利用開始後にお子さんの病気や障害が判明した場合は、医療機関等への受診や相談機関等への相談を行い、今後の利用について施設と調整する必要があります。	<input type="checkbox"/>
⑥	給付認定を受けた保護者（給付認定申請書A票の「②給付認定保護者になる保護者」に記載した方）の変更は、原則として双方の保護者同席のもと手続きが必要です。（双方の保護者の本人確認が取れる書類が無いと変更することはできません）	<input type="checkbox"/>
⑦	今回の申請は、利用開始希望月の年度内に限り有効です。その翌年度以降も保育所等の利用を希望する場合には、改めて申請が必要となります。	<input type="checkbox"/>
⑧	利用決定を辞退した場合は、申請が全て取下げとなります。 他の園の利用を希望される場合は、翌月以降の利用調整から改めてのお申込みとなり、申請書や添付書類等、必要な書類全てを再度提出していただく必要があります。また、内定辞退をした場合は「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」（保留証明）は発行できません。	<input type="checkbox"/>
⑨	利用調整で保留になった場合は、利用が決定するまで自動的に翌月以降の利用調整の対象となりますが、「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」（保留証明）は、申請した最初の利用調整月のみ郵送されます。（翌月以降も継続して保留となる場合は、発行されませんので、必要な場合は保留証明発行の手続きが必要です。）	<input type="checkbox"/>
⑩	転園申請の場合、転園先の園が決まったと同時に現在通っている園は自動的に退園となります。いかなる理由があっても元の園に戻ることはできません。 また、認定事由が「育児休業」の方は、転園先の園が決まった場合必ず復職していただくこととなります。 転園の必要なくなった場合は、速やかに必ず転園申請の取下げをしてください。	<input type="checkbox"/>
⑪	育児休業中の申請の場合、利用決定し利用を開始した際には、利用開始月末までに育児休業を終了し、翌月1日までに復職する必要があります。また、復職後2週間以内に、就労証明書を園の所在区に提出する必要があります。（4月入所決定者は5月頃に実施する現況確認時に提出します） また、保育所の利用を開始してからその児童の育児休業を再取得する場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
⑫	育児休業の延長を希望する方の申請（利用申請書B票の「□希望する保育所等に入所できない場合は（略）優先順位が下がってもよい」にチェックがある場合）は、優先順位が最下位となりますが、希望している施設等の入所状況によっては利用が決定する場合があります。（利用取下げをしない限り毎月利用調整の対象となります。） その際、内定辞退をした場合は「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」（保留証明）は発行できません。	<input type="checkbox"/>
⑬	利用料の算定について、父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の市民税が非課税であり、かつ月収の合計が生活保護基準に満たない場合、給付認定申請書A票に記載された同居の扶養義務者（祖父母等）のうち、市民税が高い方の税額が合算されます。	<input type="checkbox"/>
⑭	提出された申請書類の返却及び写しをお渡しすることはできません。	<input type="checkbox"/>

申請保護者署名欄	上記の内容について確認し、了承しました。	
	年 月 日	
	申請保護者 氏 名	申請児童 氏 名
	申請児童生年月日	年 月 日